

「長崎県立高等学校の通学区域に関する規則」について

本校の通学区域は次のとおりです。

普通科	島原市、雲仙市、南島原市
理数科	長崎県全域

※所属通学区域の認定は平成 30 年 1 月 17 日現在とする。

普通科において、上記通学区域外からの志願は、「区域外志願」となり募集定員の 7 パーセント以内（14 名以内）の範囲における選考となります。

県内特殊事情証明願

平成 30 年 4 月ごろまでに、保護者が転勤等のため、本校の通学区域に住所を変更し、本校を志願する場合は、在籍中学校長に願い出て

- ① 「**県内特殊事情証明書**」（様式 2-1 中学校長の公印が必要）
※市町立中学校に在学している場合は、市町教育委員会の公印も必要

と、

- ② 保護者の「**転勤証明**」又は移転先の「**住民票の写し**」等を入学願書等の必要書類に添えて提出してください。

※通学区域は、「区域内志願」となります。

県外からの入学志願

県外からの入学志願者は、下記の「(1) 資格」を有する者で、「(2) 志願の手続き」によりあらかじめ長崎県教育委員会の承認が必要となります。

- (1) 資格
次の各項のいずれかに該当する者
 - ① 保護者の住所が長崎県にある者
 - ② 入学時に保護者が長崎県に居住する見込みの者
 - ③ 特別の事情がある者
- (2) 志願の手続き

県外からの志願者は、長崎県教育庁高校教育課長あてに申し出て「**県外特殊事情承認願**」を交付してもらってください。その後、「**県外特殊事情承認願**」（様式 2-2 公印が必要）を 1 通、及び保護者の「**本県における住民票の写し**」又は「**本県への転勤証明書**」等 1 通を長崎県教育庁高校教育課長あて提出し、あらかじめ長崎県教育委員会の承認を受けてください。受付期間は、平成 30 年 1 月 18 日（木）から 2 月 5 日（月）まで（必着）となっています。「**県外特殊事情承認願**」の審査の結果は、長崎県教育委員会から直接在籍（又は出身）中学校長へ通知されます。

特殊事情を承認された者は、

- ① 長崎県教育長の承認印のある「**県外特殊事情承認願**」

を入学願書等の必要書類に添えて提出してください。

※通学区域は、「本校の通学区域」によります。

志願に必要な様式は、長崎県教育委員会の高校教育課ホームページから取得してください。取得が可能となる期日は平成 29 年 10 月 2 日（月）の予定です。

（高校教育課ホームページ） <http://www.pref.nagasaki.jp/section/edu-koko/>

※「**県外特殊事情承認願**」は、上記ホームページから取得できません。長崎県教育委員会高校教育課へ申し出て交付してもらってください。